

「彦根城の顕著な普遍的価値」をめぐって

2022. 7. 3 東京外国語大学 吉田ゆり子

価値説明

2世紀半にわたる安定した社会秩序を形成した徳川幕藩体制の仕組みを反映

徳川幕藩体制の仕組み＝幕府と藩、藩と領民の特異な均衡関係により成り立つ体制

人類史上の1つの時代を画した政治体制の仕組み

これを示す物証－周囲から隔絶された一体的な空間構造と象徴的な形態をもつ

☞城郭は政治体制の物証

城内＝「内側の郭」（大名の御殿）＋「外側の郭」（重臣たちの屋敷）

両者をあわせた空間が政治の中枢機能をもつ

統治者が互いの立場を確認し結びつきを強める儀礼の場☞体制維持

城下町や周辺の村から隔絶された特別な空間として演出される

疑問点

・藩と領民の関係を示す物証は何か

・なぜ徳川幕藩体制が人類史上価値ある存在か

安定した社会秩序を形成したとするなら、それは政治体制がなしとげたことか。

「開国」をした途端、政治体制は維持できなくなった。この事実は、政治体制だけで2世紀半の安定した社会が維持されえないことを示す。彦根にとり逆説的。

いわゆる鎖国（幕府による一手掌握、キリスト教禁止）

むしろ鎖国体制の中で、安定した社会秩序を維持しえた複数の要因のうちのひとつと考えた方がいいのではないか。

他の要因は、兵農分離体制、身分制、社会体制に対する四民等の合意等

「平和な時代の城」を考える時に必要な考え方

(1) 藩という存在、その領域が、今日の日本社会の地域主義を生んでいること。

その象徴として、城、とくに天守閣の存在があること。

城下町が今日も地方都市としての役割を有しており、地域の中心となる。

藩という領域で、生活をしてきた人々の意識が、城・殿様を中心に形成される。

その歴史性を、現実に目にできる城（とくに天守閣・櫓）により体感する。

天守を意匠性で評価するのではなく、城山と一体となった天守・櫓の姿が象徴。

☞この意識が、江戸時代をとおした城下町や領民の意識にどのように現れていたか検証すること。また、明治維新以降、城が破棄され、解体あるいは入札の危機に瀕すると、旧藩士のみならず市民の抛り所が失われるかのように現象することを、明らかにすることで、地域の住民にとって「城」が持っていた意味を伝えることができる。
＝地域で守り、伝えていきたい存在となっている。

[彦根城]

明治4年廢藩置縣前（「立藩中」）「城郭之体用ヲ廢棄、（金龜町）悉皆人民江授与致シ」

明治5年「旧犬上県ニ於テ、明治五年同所分營渡部少佐江引合之上、境界合い定候」

明治6年1月14日「存城ニ被差置候、就而ハ該金龜町其他城郭之部分ハ一般当省所轄」

同6年2月14・15日「滋賀県へ達置候趣も有之」

→明治9年12月19日「該城一般当省所轄確定」と承知願いたい

陸軍卿山形有朋→内務卿大久保利通 [以上、陸軍省大日記]

* [区長ら天守閣一カ所続く建物とも払下げ願ひ]（区長→滋賀県）陸軍省へ照会願ひ

☞ 「土地人民合一振起ナスヘキノ道」

「将ニ我一居室モ壞タントスルノ際、今亦櫓門等ヲ被廢、果シテ再起ノ期ハナシト、愚民等一層落胆」

「年ニ五ヶ日衆庶登閣、遙拝謝恩、猶土地繁榮、一家一身産業ノ保護ヲ祈リ、終ニ愛国心ヲ生ホサントスル、一毛ノ端緒ヲ開キ申度」 [彦根市]

明治11年9月7日 区長より [彦根市]

「今般彦根城本丸兩天守櫓始、旧城主住居一般、及ヒ外郭櫓屋並同所大洞火薬庫建物等、悉皆売却可相成ニ付、払受冀（希）望ノ者ハ、本月十日ヨリ同廿五日迄ニ城内へ至リ、現物熟覽ノ上、各所ニ附記セル番号ニ抛リ入札可致様、其筋ヨリ申越候条、区内へ無洩通達可致（後略）」⇒天守800円で入札

明治11年10月15日 「今般 思召有之、旧彦根城郭保存可致旨御沙汰候条、可然御処分相成度候、此段申達候也」

宮内卿徳大寺実則→右大臣（岩倉具視） [以下、公文録]

同年10月17日 宮内省より通知、「保存方ノ義」陸軍省・滋賀県、その他其筋へ申進すように 右大臣→三条太政大臣

同日 その手続きはあらかじめ評議されている、御含みのほど通知

- ・城郭管理は従前どおり陸軍省、保存方のみ滋賀県
- ・保存のかかる経費は県令の見込み+宮内省より幾許の金円下賜

（明治12年12月27日 見積1624円31銭）

- ・以上、大熊・井上両参議、大山陸軍少輔も承知のこと

同年10月28日 陸軍省→滋賀県 「保存方担任」は滋賀県、所轄は従前どおり

同年12月6日 陸軍卿山形有朋→右大臣岩倉具視 「彦根城之儀ニ付伺」

「滋賀県下彦根城郭ハ第四軍管内之存城ニシテ、他日要塞ノ一部分ニ被備置候處、建物之儀ハ積年之星霜ヲ経過シテ、往々朽頽廢シ、当省ニ於テ是マテ保存修理等致来候得共、空ク巨多ノ金員ヲ費ス而已ニシテ、更ニ其効無之、因テ之ヲ解除シ、郭壘等ハ従前之儘ニ据置候見込ヲ以テ、既ニ事業着手中、今般特旨ヲ以、保存之儀被仰出、保存方滋賀県ニ於テ担任候様御達相成候、就テハ自今該城郭保存修理及ヒ之ニ関スル費用ハ、当省ニ於テ一切關係無之儀ト存候、尤該県ニ

於テ城郭修理等之節、地形ニ関スル部分ハ総テ当省へ経伺之上取計候様、兼テ
達置相成度、此段相伺候也」 ⇒伺いのおり聞濟、滋賀県へ達し

[松本城] [公文録、太政類典]

1872 (明治5)年3月 筑摩県→陸軍省 松本城・飯田城半毀ゆえ「不体裁」
至急処分願ひ

8月 再度願ひ⇒地所・石垣そのまま、建物入札せよ
飯田城 門5カ所 金130両1分
松本城払い下げ代金 309両1分
天守閣 235両1分、諸櫓門塀等 74両

同年11月27日 市川量造建言書→筑摩県
博覧会興行願ひ、10年間借用願ひ
⇒陸軍省所轄ゆえ聞き届け難しい、寺院をさがせ

1873 (明治6)年9月20日 市川量造請願書→筑摩県
適当な寺院ない、一字博覧会中のみの借用願ひ

10月10日 筑摩県→陸軍省 天守閣・本丸郭内借用状
筑摩県←博覧会社総代市川量造ら 借用願ひ

同年11月10日～12月9日 博覧会開催
[有賀義人『市川量造とその周辺』凌雲堂書店、1976年]
大正期 小林有也によるよびかけ 募金による修理

(2) なぜ彦根城か

1. 城主が近世を通じて変わらない譜代藩、筆頭⇒地域住民の意識形成に影響
2. 内堀より内側の当初の城内の縄張り、遺構の遺存状況のよさ。
⇒城郭の空間構造の理解を確定しておく必要がある。その際、歴史の変遷を加味して、空間構造を表現すること。
 - (1) 「木保留」1668 (寛文8)年段階 『新修 彦根市史』史料編近世1 (556号)
城内の木の配置、高さ、木の剪定等、細かく指示
「御本丸」・「西之丸」・「三之丸」等の郭は内堀の内側＝城内
 - (2) 1723 (享保8)年から「本丸」「二之郭」「三之郭」と表現される。(同上560号)
「本丸」＝(1)の城内
 - (3) 1881 (明治14)年 「彦根城内地所買収之儀ニ付伺」(公文録 陸軍省)
「其三ノ郭地ノ如キ純然私有地」これを買収したい
絵図あり ⇒ 「三ノ郭地」＝(2)の「二之郭」＝内曲輪

⇒江戸城に類似

当初の城内に加えて大名小路が実質的三の丸、大手門ー常盤橋御門
当初の城内に加えて「二之郭」が実質的な三の丸、大手門ー京橋口御門

なお、大手門は「御殿」建設後、表門に実質的に移動—佐和口御門

3. 城+城下町（惣構の内側）が武士の統治のための装置として江戸時代を通じて存在した。城が政治・儀礼空間であっても、それだけでは統治者である武士の生活は成り立たない。城下町に、必要な職人・商人を移住させ、城の維持、武士の生活の必要物資を調達した。あわせて、有事（軍事・普請等）に人足を徴発する対象。

☞地域住民の意識形成へ。

外堀＝惣構 城下町の惣囲い

外堀の内＝城内（本丸）—二之郭（重臣・藩主庶子）—三之郭（武士+町人・年貢免除地）

外堀の外＝外町（町人地・年貢負担地）

4. 琵琶湖に面した立地☞城下町内まで水運を利用した物資輸送

18世紀後期、藩主の参勤交代の帰路（『新修 彦根市史』通史編 205-209頁）

米原湊→外船（そとふな）町→騎乗で切通口道→松之下→松並木を徒歩で佐和口御門
→木俣邸→表御門

蔵米輸送＝松原御蔵、城内の御用米蔵、御用舟の船着き

物資輸送の拠点＝内船町や外船町

堀での魚釣り、水遊びの禁止（『同書』204頁）

[江戸] 江戸城外堀 物資輸送、魚釣り、水遊び場

☞「平和な時代の城」は、地域の人々にとって日常生活に結びついた存在であった。

その存在は「権威の象徴」「威厳」というより日常に溶け込んだ景観

なくなると喪失感をもつような存在

事が起きると、人々の心を統合する装置になりうるもの

日本の城と城下町に書かせない要素としての「堀」

ヴェネチアのように水上での移動、輸送が日常的

都市には「堀」・水路があることが普通、水とともに生活することが普通

→近代化の過程で、埋め立てられ暗渠となり、忘れられている

☞彦根城は、都市の母体となった「平和な時代の城」と城下町を代表する存在

地域色豊かな日本を形成することになった藩の中心地である城と城下町を代表する存在